十一・十一の二　［略］

十二　第七号、第八号の二又は第九号のプログラムの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

十二の二　第七号、第八号の二又は第九号のプログラムの使用に必要な技術（プログラムを除く。）

十三・十四　［略］

十五　削除

十六・十七　［略］

2　外為令別表の九の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

三の二　伝送通信装置又は電子式交換装置であって、ロ（一）若しくは（五）若しくはニ（一）に該当するものを設計するためのプログラム又は次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イ　削除

ロ　レーザー発振器を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの

（一）・（二）　［略］

（三）　削除

（四）・（五）　［略］

ハ～ヘ　［略］

四～十四　［略］

3　外為令別表の九の項（三）の経済産業省令で定める技術は、通信用に設計したモノリシックマイクロ波集積回路増幅器であって、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）とする。

一～八　［略］

4　［略］

第二十二条　［略］

第二十三条　［略］

2　［略］

3　外為令別表の一一の項（四）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　次のいずれかに該当するもののためのプログラム（ソースコードのものに限る。）であって、第二号イからニまで又は第三号イからチのいずれかに該当するものの設計に係る技術（プログラムを除く。）を用いたもの

イ～ヘ　［略］

二　［略］

十一・十一の二　［略］

十二　第七号、第八号の二、第九号又は第十号のプログラムの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

十二の二　第七号、第八号の二、第九号又は第十号のプログラムの使用に必要な技術（プログラムを除く。）

十三・十四　［略］

十五　第二号の二、第三号、第十二号又は第十二号の二のいずれかに該当する技術（プログラムを除く。）を支援するために設計したプログラム

十六・十七　［略］

2　外為令別表の九の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

三の二　伝送通信装置又は電子式交換装置であって、ロ（一）若しくは（五）若しくはニ（一）に該当するものを設計するためのプログラム又は次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イ　デジタル伝送方式を用いたものであって、五六〇ギガビット毎秒を超える総合伝送速度で使用することができるように設計したもの

ロ　レーザー発振器を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの

（一）・（二）　［略］

（三）　コヒーレント伝送方式を用いたもの

（四）・（五）　［略］

ハ～ヘ　［略］

四～十四　［略］

3　外為令別表の九の項（三）の経済産業省令で定める技術は、通信用に設計したマイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器であって、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）とする。

一～八　［略］

4　［略］

第二十二条　［略］

第二十三条　［略］

2　［略］

3　外為令別表の一一の項（四）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　次のいずれかに該当するもののためのプログラム（ソースコードのものに限る。）であって、第二号イからホまで又は第三号イからニまでのいずれかに該当するものの設計に係る技術（プログラムを除く。）を用いたもの

イ～ヘ　［略］

二　［略］